

稚交流（認証）第4号指令

稚内市緑6丁目16番9号
特定非営利活動法人
精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議
理事長 菅原 貴

令和6年(2024年)6月18日付けで申請を受理した特定非営利活動法人精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議の定款の変更を、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する第12条第1項の規定により認証します。

令和6年(2024年)8月1日

稚内市長 工藤 広



変更の内容 (事業)

第3条 この法人は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条の別表1号に該当する活動を行い、第1条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (5) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (6) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (7) 介護保険法に基づく居宅サービス事業

- (8) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- (9) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (10) 介護保険法に基づく施設サービス事業
- (11) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (12) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- (13) 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- (14) 介護保険法に基づく第1号事業
- (15) 共同住居支援ネットワークの構築
- (16) 地域住民の理解を深めるための活動
- (17) その他目的を達成するために必要な事業

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、任期の末日が属する事業年度の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

5 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会において出席した会員の3分の2以上の議決を得、変更することができる。この場合、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除き、所轄庁の認証を受けて効力を得る。

附則

(令和6年6月10日通常総会決定・令和●年●月●日稚内市長認可)
この定款の変更は、稚内市長の認可があった日から施行する。